

平成29年宇治田原町議会運営委員会

平成29年6月21日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 平成29年第2回(6月)定例会について
- ・意見書第3号撤回請求について
 - ・議事日程(第4号)について
- 日程第2 平成29年第3回(9月)定例会日程(予定)について
- 日程第3 その他
- ・一般質問における追跡調査について

1. 出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） それでは皆さん、おはようございます。

きょうは深夜あたりから久しぶりの雨が降ってまいりまして、まだ幸いにして警報は出てないということですが、各地でちょっとそういう警報が発令されているところもあるようでございます。足元の悪い中、きょうはお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、平成29年第2回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで副町長からご挨拶をいただきます。

○副町長（田中雅和） おはようございます。

本日は公私ともお忙しいところ松本委員長、谷口副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。6月定例会におきましては、一般会計補正予算、町税条例の一部改正等お願いしたところ、各委員会におきまして原案どおりご可決をいただきありがとうございます。あすの本会議におきましても農業委員会委員の任命に係る人事案件もあわせご可決をよろしくお願い申し上げます。

本会議終了後の全員協議会におきましては、熊情報に係る検討会議を昨日猟友会・京都府の専門家から意見を聞く中で行いましたので、現状及び今後の対応について報告させていただきますとともに1,000万円以上の建設工事と請負契約状況を報告させていただきたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほど委員長からもお話ありました深夜から降り始めました降雨につきましては、きょうの9時半現在で荒木で46ミリ、宮村で22ミリの状況でございます。また、風が強かったことから、町道や林道における倒木の調査のほか必要な箇所調査を現在実施しているところでございます。

簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、平成29年第2回6月の定例会についてを議題といたします。

まず、意見書第3号撤回請求について。

意見書第3号撤回請求につきましては、山本議員よりテロ等準備罪（共謀罪）の撤回を求める意見書（案）が提出され、開会日に提案説明され、同日、議員協議会においてさまざまな議論が展開されました。16日に提出議員であります山本議員から、お手元に配付いたしております事件撤回請求書が提出されました。

この意見書第3号テロ等準備罪の撤回を求める意見書の事件撤回請求につきましては、提出者に来ていただいておりますので、理由、経過でございますが、説明をお願いしたいと思います。山本精議員。

○議員（山本 精） 議会撤回請求書ということで、5月29日に提出した事案ですけれども、意見書第3号テロ等準備罪（共謀罪）の撤回を求める意見書（案）を提出させてもらったんですが、テロ等準備罪、組織暴力犯罪処罰罪改正がこの6月15日に国会のほうで可決、成立いたしましたので、この可決成立したやつを撤回というのもおかしいことになりますので、ぜひ撤回をしたい、させていただきたいというふうに思います。

○委員長（松本健治） よろしいですか。

可決したやつをこういう撤回請求するのは、何ていいましたっけ。

○議員（山本 精） おかしいというか、意味がないということですので。

○委員長（松本健治） そういうことで。もう一回ちょっと言ってください。今なんか文言おかしかった。

○議員（山本 精） テロ等準備罪、6月15日の国会のほうで既に可決成立しましたので、この可決した議案、今さら撤回というのはおかしいというか、意味がないというのもありますので。

（「だから、させていただきますでいいんじゃないかな。おかしいじゃなくて。意味ないから撤回するんやないか。撤回がおかしいのとちがう。撤回を求める意見書やから」と呼ぶ者あり）

○議員（山本 精） そういうことやね。もともとテロ等準備罪の撤回を求める意見書だったので、それを撤回するということで国会のほうで案を撤回せいということやったんで、国家でも可決成立したので、今さらこの撤回を求める意見書というのが意味をなさないということで撤回をさせていただきたい。

○委員長（松本健治） わかりました。ちょっとニュアンスが、とり方もあったんかもしれませんが、多くの方がそういうふうにおっしゃっていますから、ちょっとおかしいなという感じで。よろしくお願いします。

それでは、今の件で別の話になりましたけれども、何か質疑がありましたらお伺いし

たいと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。田中議長。

○議長(田中 修) この撤回をされるについてはわかるんですが、この間撤回を持って来られたとき、僕注意しましたね。ぽっと持って来て、これって言って、ぷっと渡して、すっとなってしまっただけ。それは何やあかんぞと呼びに来て、もう一回言い直ししてもらいましたね、あのときも。やはり、こういうものを出されたときには、きちっと撤回するなら撤回するで議長のほうにきっちり申し出をしてもらって、文書だけぽいっと渡して帰るといような、そんな簡単なものではないと思うんですね。きょうまでずっといろんな見ていますと非常に12月のあの請願にしても、非常に軽率にやられるわけですわ。こういうようなことは、やはりうちの議会としては、もうちょっと慎重にやってもらわないとだめやと思いますわ。今回のこの意見書のこれについても、撤回はもうやむを得ないと思うけれども、それに持って来るようなそういうものの態度、そういうようなものをもうちょっと改めてもらわないとこれからもこういうようなこと起こりますよ。その辺だけ十分注意してもらうように私から忠告だけさせてもらって、私の意見としておきます。以上です。

○委員長(松本健治) ちょっと議長からそのやりとりのことも含めて、皆さんはご存知なかったと思いますけれども、そういう撤回の今度請求書を出されたことの手続上の問題をちょっとおっしゃっているんで、その辺の対応はまた間違えのないようにしていただきたいというふうに思います。

それじゃ、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。それではこの事件の撤回請求書の取り扱いにつきましては、今後明日22日再開日、閉会当日に撤回理由の説明をいただきまして、議会において許可するか否かをお諮りしていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事日程(4号)について事務局から説明をお願いします。事務局お願いします。

○議会事務局長(村山和弘) それでは、お手元に配付させていただいております平成29年第2回宇治田原町議会議事日程(第4号)につきまして、説明をさせていただきますと思います。

平成29年6月22日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、意見書第3号撤回請求につきましては、ただいまご協議いただきましたとおり、許可することについて議会においてお諮りをいただく形で進めていただきたいというふうに考えております。

日程第2から日程第15、議案第35号から議案第48号の農業委員会の委員の任命につきましては、一括議題とし、質疑、討論を行い、全員協議会のほうで確認のほうかとれておりますので、一括採決を予定しております。

日程第16から日程第18、議案第32号、33号、34号につきましては、総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、垣内委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後それぞれの議案について順次、討論、採決を予定させていただいております。

日程第19、議案第31号、補正予算（第1号）につきましては、予算特別委員会へ付託を行っておりますことから、谷口委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案に対する討論、採決を予定させていただいております。

日程第20、21、請願第1号及び2号につきましては、こちらのほうまた総務建設常任委員会へ付託を行っておりますことから、垣内委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、それぞれの請願について、順次討論、採決を予定させていただいております。

なお、この請願第1号、宇治田原町新庁舎建設予定地に関する請願書につきましては、藤本議員より反対討論、今西議員より賛成討論の申し出がありましたので、反対討論を先に、賛成討論を後に行いまして、討論の後、採決といたします。

請願第2号の新庁舎の早期実現を求める請願書につきまして、山内議員より賛成討論の申し出がございましたので、討論の後、採決とさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、日程第22につきましては、閉会中の継続調査の申し出でございます。従来どおり、議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、予算特別委員会、新庁舎建設調査検討特別委員会、新名神高速道路建設にかかる特別委員会、広報編集委員会の7委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としておりますので、最後日程22に上げさせていただいております。以上でございます。

○委員長（松本健治） はい、ありがとうございました。

- それでは、ただいま議事日程の第4号について、局長からご説明をいただきました。
- それぞれの委員から質疑を承りたいと思います。ございませんでしょうか。今西委員。
- 委員（今西久美子） この今の意見書の撤回請求ですが、これは提案は山本議員が前に出てやるということですか。
- 委員長（松本健治） はい、その予定です。
- 委員（今西久美子） 議長においてご異議ございませんかという、そういうことになるんですね。
- 委員長（松本健治） はい、いいですね。それで結構です。
- ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（松本健治） よろしいですか。

特にほかございませんので、議事日程（第4号）について終わります。

日程第2でございます。平成29年第3回9月の定例会でございます。日程（予定）につきまして議題といたします。

先に私のほうからご提案をさせていただきます。一覧表を、日程のこのいつもの表でございすがご確認をいただきたいと思ひます。

8月28日に議会運営委員会10時からでございます。29日火曜日から一般質問の受付開始ということで8時30分から行いたいというふうに思ひます。8月30日については、一般質問の抽選日9時ということでございます。それから、一般質問受付締め切りが17時ということになります。9月4日は定例会の開会でございますが、これは10時から本会議でございます。委員会につきましては全員協議会、散会後にということで全員協議会を開きたいということでございます。それから9月7日でございますが、本会議再開いたしまして一般質問10時からと。これはご確認をしておりますし、この6月で初めて取り入れました。質問者の人数によって決めますが、8日について再開日ということになります。これは一応予備としておりますが、10時からでございます。そして、11日月曜日ですが予算特別委員会11時からでございます。それから、12日は総務建設の常任委員会10時からでございます。それから、13日は文教厚生常任委員会10時からでございます。それから、14日再開日で10時からを予定したいというふうに思ひます。それから、20日は決算の特別委員会でこれは10時からでございます。21日の決算特別委員会、10時からです。それから、22日は決算特別委員会の現地審査ということで、これも10時からでございます。25日翌週になりま

して、総括審査ということで決算特別委員会10時から開会したいと。それから、28日につきましては議運のほうを10時からと。それから、29日は本会議再開日で閉会予定。10時からでございます。その後、全員協議会。それから、別途広報の編集委員会が全協終了後開催すると。

会期日程につきましては、以上のとおり、9月4日から29日までの26日間という形に予定をしております。

28日の議会運営委員会になっていますが、委員の委が抜けているということで、ちょっとすみません、追記を、挿入をしていただきたいというふうに思います。

ただいま提案しました日程について質疑等ございましたらご発言をお願いしたいというふうに思います。ございませんでしょうか。谷口整委員。

○委員（谷口 整） ちょっと確認だけしておきたいのですけれども、14日の再開日というのは議案審査ということですか。補正予算とか。いやいや、こっちに聞いているねん。

○委員長（松本健治） 局長から。はい。

○議会事務局長（村山和弘） 毎年のことにはなりますけれども、予算特別委員会でお出されます特に国保関係、介護関係の返還金が9月末に返さなければならないということで、9月中に命令をしてということになりますと実際9月29日までかかっていますと実際払い込めないということで、常に中日。

○委員（谷口 整） それはわかっている。そういう議案の審査、補正予算のどの審査かと。

○議会事務局長（村山和弘） 予算のみの。はい。

○委員（谷口 整） 了解しました。それともう1点。一般質問の受付、今回これ2日間という日程ですよ。6月はもうちょっと日があつたと思うねんけれどもね。例えば、議会運営委員会28日に開くんで、28日から受付をするという3日間、日をとつてもいいのかなと思うんですけれども、それはなぜ2日間にされているんですか。

○議会事務局長（村山和弘） この間の議会運営委員会で初めてこれ決めさせていただいて、そのときに決めさせていただいたのが皆さんの意見で議会運営委員会の翌日からということで決定されましたので。前回6月につきましては、たまたま議長の出張の関係ですごく長い期間がとれたんですけれども、この2日間しかとれないのが今後の通常のベースになってくるかなというふうには考えております。ですんで、今おっしゃっていただいたように、議会運営委員会翌日からというふうにこの間決めていただいたんです

けれども、議会運営委員会終了後というふうに決めていただければ、そこからということも考えられることにはなります。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 議運の翌日というのは議運のメンバーにはその議案等がわかるんで、ところがこれ以外のメンバーはその日のうちに配られるんで翌日というふうにたしかされたというふうに記憶しているんですけれども。2日間でいったらいいんか知らんけれども、別に3日あってもいいんやったら、今提案のあったような翌日にこだわらずに終了後やったらもうこの議案がオープンになっているんで、終了からというのもありかなと思うんですけれども、そのあたりはどうですかね。

○委員長（松本健治） この前のあれでは議運の大体単位として今まではそんな形で翌日というような運用の仕方をしていたので取り決めされたと思うんです。おっしゃっている意味もわからんではないんですが、こういう形で明確にしておくんだったら、それはどちらでも私はいいと思うんですよ。だから、これはこれで取り決め確認をしていくんなら、これでいいんじゃないかと思うんですけれどもね。どうですか。

○委員（谷口 整） たまたま6月がちょっと期間があったんで今回えらい短いなという感覚でものを言ったらいかん。その辺のことも含めて、ならば前日に議運あるんやったら、議運の終了後でもいいかなというふうに思っただけで、そこはこれで様子見て、またもうちょっと日をとるということで今後改めるというのもありかなと思うんで、今回は別に提案で了としたいと思いますけれども。

○委員長（松本健治） そういう6月の場合はそういう背景がちょっとありましたので、非常に長く感じましたので余計これ短く感じるという、そういうこともあると思います。原則はその翌日からということをお願いしたいと。また、よほどちょっとこうしたほうがいいのかというような話になりましたら、以降検討したいと思います。とりあえず、これをお願いできればと思います。

ほかございますでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） 今の件ですけれども、6月が4日間でしたかね。31、1、2で抽選日。4日間あってどうやったのか。受け取っていただいた議長さん、もしくは副議長さん、事務局としてちょっとその辺を総括ということでもないですが、ちょっとどんな感じやったのかなと。

○委員長（松本健治） 田中議長。

○議長（田中 修） ちょっと時間的に余裕がありましたので、受付のほうとしては非常

にスムーズに行けたかなと思っています。この9月はゆっくり見られるのがもう1日だけやなということで、1日あればそれは何とか見られると思います。それともう一つ、行政側に早目にすり合わせやってもらっているにもかかわらず、何か6月なかなか来ないとか、返ってきいひんねんとかいうような話も聞きましたんで、その辺については十分早いこと返していただくようにすり合わせのほうを返していただくようにちょっとよろしくお願ひしたいと。以上でございます。

○委員長（松本健治） はい。ほか、ないですか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 議長言ってくれはって同じことなんですけど、6月議会が31日が告示の受付、告示という通告の受付でして、実際かなり10日間ほどあったんですが、従来からその通告と一般質問の間の稼働日で5日ということ。これはぜひ行政側も守ってほしいという話でかなり論議をしてきた経過というのは過去にあるわけではありますが、今回例にとりますと31日から1回目の答弁をもらったのは、6月9日金曜日、土日を挟んで12日が月曜日で、2回目の質問を提出しようとしたら、どうしても12日になると。土日が絡んできますんで。そうなりますと一般質問が13日ということ、2回目、3回目の質問がちょっと中途半端になるような感じ。何も3回目までせないかんといいものでもないわけですが。そこら辺の調整がちょっと違和感を感じたということですね。したがって、前倒しにして受付をしてもかなりの時間があるために答弁書は余裕を持ってできるはずなんですけど、それが従来と同じようにせっぱ詰まらんと答弁が返ってこない。これじゃ早く出した意味もないし、答弁書を早く返してもらって2問目を調整したい意向があってもなかなかそれができないというようなことがありますので、少なくとも一般質問の稼働日で3日前ぐらいには答弁書を一回返してもらって、あとの3日間で2問目と3問目の調整を図るといようなことを少し定着していただければいいんじゃないかと。そうはいっても、もう即答弁書を出してもらった部署もあるんですわ。ですから部署によって温度差がありますので、ある程度行政が統一した形でその辺を意識しながら進めていただければありがたいということです。

○委員長（松本健治） どうでしょうかね。副町長。

○副町長（田中雅和） 返しの話なんですけれども、当然今垣内委員からもおっしゃいましたように部署にもよるところもありますし、当然のことながら中身にもよるといふふうに思います。いわゆるいろいろいんところとの調整とか協議とかいろいろ含めながら回答というのも内容によりましてありますので、そういう現実はあるんですけれども、今のお話ありますように、やはりせっかく質問も5日前に受けていることですので、

今後さらにといいのかわかりませんが、答弁につきましては速やかに案というものが出せるように全体として取り組んでまいりたいというふうに今後とも引き続き努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） よろしいですか。はい。他にございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですか。

それでは特に他はございませんので、これを了承願って9月の議会運営委員会で正式決定をしたいというふうに思います。

日程第3、その他でございます。一般質問における追跡調査につきまして、5月30日の議会運営委員会、議員のみの場でございますが、議会等における町長等の「検討します」などの答弁につきまして、追跡調査の対応が必要と考えておりました、追跡調査を実施する旨を提案したところでございます。

その後、協議の結果を踏まえ、お手元に配付いたしておりますまとめをさせていただきました。その内容を概略を申し上げたいというふうに思います。

一般質問における追跡調査についてという、実施についてという内容でございますが、経緯及び目的は議会等における町長等の「検討します」などの答弁について、追跡調査の対応が必要との意見を受け、追跡調査を実施することといたします。

追跡調査の方法といたしましては、議員が個人で対応する追跡質問・追跡調査ではなくて、誠実・明快な答弁をすべき町長等が、自分の発言に責任を持っていただく。それで、しっかり説明責任を果たす見地から、議会として対応する追跡調査を採用すべきものと考え、一般質問での対応・処置内容により対応すると。調査表によって対応するということにしたいと。

2点目、具体的な追跡調査の方法等でございますが、当面の間、定例会における一般質問を対象として、「実施します」とか、「検討します」とか、「見直しします」「研究します」「調査します」とか、「協議します」とか、「努力します」とか、「参考にします」などのいろんな表現があるかもしれませんが、答弁について一般質問した議員本人が追跡調査するかどうかを判断し、内容について判断をしていただいて、質問の要旨、それから答弁要旨等を記入して議長に提出すると。そして、提出を受けた議長は町長に送付することとしまして、送付を受けた町長は現時点での対応・経過、そして今後のスケジュール等を記入して議長に送付する、返事するということといたします。

下にここに書いておりますようにこのブルーの枠、紺の枠ですが、こういう流れにな

るんじゃないかな。例えば、町長等が一般質問において先ほど申しましたような検討します、るる答弁があったと。それに対して議員が判断しまして追跡調査表を質問趣旨・答弁趣旨を記入すると。議員が追跡調査表を議長に提出する。それから、議長が追跡調査表を確認し町長に送付すると。町長が追跡調査表に現時点、6カ月というふうにみていますが、経過での対応、経過及び今後のスケジュール、項目内容によっていろんな日程を要するケースもありますので、そういうふうな内容にしています。それから、町長が追跡調査表を確認し、議長に送付すると。それで、全員協議会において説明すると。およそこういう流れでございます。

この次に、様式、こういう追跡調査表のフォーマットをちょっと作成しておりますので、大体おおむねこんな内容でとりあえずいきたいなというふうに思っています。次ページのものについては、一つの例としてこれはちょっと私の名前になっていますが、こういう件名、こういう創生総合戦略、質問は移住・定住とか、内容についてはワンストップの対応を窓口を設置して積極的な取り組みをと。こういう例えば質問要旨。答弁につきましては、こういう各課間の組織横断的な連携強化をさらに図るとともに、来年度において人員体制も含めて協議していきたいと。これは一つの例示として挙げております。6月の第2回の定例会に出した場合、追跡調査実施については29年12月ということにしたいということでございます。担当部課の記入欄はその後の状況について、この下の段に書いていただくというような流れになっております。とりあえず、一応こういう形で部分修正またしていかなんかと思うんですが、動き出したその経過によって若干の修正はもちろん出るというふうに思いますが、とりあえず当座こういう形でスタートしたらどうかというふうに思っております。

この件について何か内容ございますでしょうか。質疑をしたいというふうに思います。はい、今西委員。

○委員（今西久美子） 非常にいいことだというふうに思います。この流れを見ているんですけども、一番最後に全員協議会において追跡調査の結果を確認をするということですが、議長に提出をした一覧といいますか、こういう追跡調査表を町長に送付をしたということについての、ちょっとやはり全議員に確認をしておく必要があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。確認する場所がないのかもしれないですけども、例えば6カ月後なので、例えば6月のものは9月の全員協議会でこういう一覧表を提出しましたみたいな、そういう全議員への周知ができないものかと思うんですが。

○委員長（松本健治） 途中でですか。6ですと9月の時点で一度そういうことができな

いかどうかということですか。

○委員（今西久美子）　　というか、6月の時点で提出をしますよね。皆さん。それがまとまりますよね。議長のほうでまとめていただいてそれを町長に渡すと。その町長に渡したものの、どういうものが出ているのかという一覧を各議員にいただきたいなと思ったんです。文書でこれですということポストに入れておいてもらってもいいかと思うんですけれども。

○委員長（松本健治）　一応会議の場で何かそういういろいろ意見交換をするという意味じゃないですね。とりあえず、自分のは自分で責任を持って確認をしてもらおうという、そういうことでしょうか。全体も含めてですか。はい、今西委員。

○委員（今西久美子）　ほかの議員さんも含めてどういうものが出ているのかを知りたいということですか。

○委員長（松本健治）　一応やはり他の議員の状況もやっぱり確認しておくとか、したいという内容もあると思いますので、一応そういうことについてはまとまった段階で一度お知らせすることも考えたいと思います。ちょっと内容等についてはお任せいただけますか。はい。他にございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治）　よろしいですか。申しあげましたように、とりあえずこういうことも非常に大事な事かなということで提案させていただいた経過もございますので、ただ完璧な状態というのはなかなかやっていく中で修正もあり得るというふうに思いますので、ひとつとりあえずそういうことでご理解をいただきたいと思います。

それでは、ないようでございますので、あすの全員協議会におきまして、私のほうから報告をさせていただきたいというふうに思います。

その他、この際何かございましたら発言をお願いをいたします。いいですか。久野村部長。

○総務部長（久野村観光）　どうもご苦労さまでございます。

それでは、あすの全員協議会での報告内容につきましてご報告させていただきたいと思います。冒頭、副町長のご挨拶にもあったところでございますが、まず1点目といたしまして、建設工事等の請負契約の状況1,000万以上でございますが、これにつきましてご報告させていただきたいと思っております。それともう1点、これも先ほどあったところでございますが、熊の目撃情報に係ります検討会議、昨日開催させております内容につきましてご報告を合わせてさせていただきたいと思っております。以上2件、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（松本健治） 今2件についてございましたですけども、ほかございませんか。
田中議長。

○議長（田中 修） 一般質問の件やけれども、今ここで取り上げてよろしいか。

○委員長（松本健治） どうぞ、どうぞ。

○議長（田中 修） 一般質問でね。今回の一つありましてんけれども、我々の議会では質問をやる場合に、第1回目、第2回目、第3回目と質問できるんですが、いずれにおいてもすっきりとすり合わせをやって、当局側と質問内容そしてまた受け答え、その辺についてしっかりとやっていこうというように言われていますね。きょうまでそのようにやってきていますんで。先般、それがちょっと、そんなんおかしいやないかというような話も出てまいりましたけれども、やはり我々の議会改革の一環の中でそれを進めてきた経緯がございますので、今後においては質問をされる方は1つの項目に対して3回までできるんですが、3回やられる方は3回ともきっちり当局側とのすり合わせをしておくというようにしていってもらいたいと、私はそういうふうに思うんですが、今回新しく昨年議員さんが6人みえていますので、その方たちに対しましてもこういうことでいきたいということをもう一度確認をしていかないかなとそういうふうに私は思っているんですが、その辺についてちょっと協議をしておいていただきたいと思ひますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○委員長（松本健治） 今議長がおっしゃっていただいたのは、平成26年6月2日の議運での当時委員長垣内委員長ですが、の中で、申し合わせというのを一般質問の届けに関する申し合わせ、この内容について7点確認された内容の1個を今お話しされたというふうに思うんですが、この内容について私も見させていただいて、それぞれの項目で申し合わせというのが確認をさせていただいた内容のそのときの背景はあったんでしようけれども、今現在で一般質問のその時間的なことだとか、そういうのは変わっている内容はありますね。その項目によって。2日間で分けてやるとかに変わっていますから、だから、全てにおいてちょっとそのとおりにかない部分ももう一度その申し合わせ事項を確認しないかな部分があると思うんですよ。ですから、そういうことと、内容によっては5点なんかは通告議員はその質問事項の該当課長との連絡がとれるように状態をしておくこと、所在、携帯への連絡が。これ、こういうことを申し合わせの中で確認しないといけないこと自体非常に寂しいことやなというふうに思うんです。当たり前のことであって、こういう内容を載せておくのもちょっといかがかな、どうかなという部

分も。例えば今議長がおっしゃった以外の中の論議では出てくると思うんです。だから、もう一度ちょっと今回ということじゃないんですが、ちょっとこの申し合わせについては、考えていくべきかなというふうに思います。ただ、おっしゃった7項の複数回の質問となる場合は詳細な調整を当局側で行うことということとか、その辺の内容についての確認をお互いに議員側、それから当局側のきっちりとした対応をやっぱりしていくという意味では必要かなというふうに思いますので、その点については改めて確認をしたいというふうに思うんですが、今以外のことで何かございましたでしょうか。谷口委員。

○副委員長（谷口重和） これはきちっと文書で残しておくべきやと思います。それと一般質問云々別にその他も入れまして、質疑応答は正確に確実に行って、できる限り時間短縮に努力するようこれも努めて、個々ですね、もらいたいと。それもやっぱりどこかで記述に残しておくべきやと思います。以上です。

○委員長（松本健治） どうぞ、谷口整委員。

○委員（谷口 整） 私も今の意見に賛同というか、委員長と谷口委員の発言そのとおりやと思うんです。この場でこんなんすぐにこれ決められへんので、もうちょっと時間を、また別の機会に、これを取り上げて、この申し合わせ事項、先ほど委員長言われたようにもう既に今のやり方と整合してへん部分もありますし、ここまで書かんなんのかなということもあるんでね。もうちょっと時間とって、質問の回数の問題もそうですし、場合によっては時間の制限とかそのような踏み込んだ議論もしていきたいなと思いますので、また日を改めてまたそういう時間をつくっていただきたいということをお願いをしておきます。

○委員長（松本健治） はい。わかりました。今、それぞれ谷口重和委員、整委員のほうから出されましたけれども、全体的なその基本条例の運用に係る部分で論議を必要だというふうに思いますので、もう少しちょっと改めて議論の場をつくりたいというふうに思います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） よろしいですね。ほかの件、内容よろしいですね。はい、どうぞ。今西委員。

○委員（今西久美子） 一般質問、今回初めて2日に分けて実施をされました。前回の議運で3月のとき8人以上の場合は2日に分けましょうということだったですね。今、時間の問題もあるというふうな話でしたけれども、結果的に見たら初日が3時過ぎぐらいに終わって、2日目が11時半過ぎでしたかね、終わったのが。結果的に見たら、結果

論でいうと1日でも5時には終わったのかなと思うんですけども、その辺の事前に大体どれぐらいかかりますかみたいな話もありましたけれども、その辺はどのように考えるのか。それでもやっぱり8人以上の場合は2日に分けていくのか。私はもう余裕を持って2日に分けるべきやとは思っているんですけども、その辺の総括はどのようにされますでしょうか。

○委員長（松本健治） 関連でよろしいですか。谷口重和委員。

○副委員長（谷口重和） 今の意見ですけども、私は議長判断で2日かけるよりも1日で終われるものやったら1日で終わったほうが、当局も仕事の関係もありますので、1日で終わったほうがいいと思います。それはもう議長判断でやってもらったらいいと思います。以上です。

○委員長（松本健治） 他に、ちょっと全体にかかわることですので、皆さん方からご意見頂戴したいと思います。ほかにございますでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） その議長判断でということは8人以上になると2日に分けるという申し合わせについては、どういう扱いにされるのか。

○委員長（松本健治） 谷口重和議員。

○副委員長（谷口重和） 変更したらいいと思います。

○委員長（松本健治） いいですか。田中議長。

○議長（田中 修） それも先ほどの話にもありましたけれども、質問される方を質問の事項についても、簡潔に前置きを余り長くやらずにやる方法もありますので、そういうようなことでやれば、結構短くなる可能性もありますわ。きょうまでずっとやらしてもらっていた中で、最近10人とか質問者が出てくるわけやけれども、一番長く感じたんはこの前のやつかな。そのときには5時回ってもやるでというようなことを言っていましたけれども、今回の場合、そのままいっても5時までには十分終わったと思います。だから、なるべく2日に分けて手柄でもないんやから、なるべく1日で終われたら終わって、翌日にまた理事者の方もやっぱり仕事してもらわんなので、なるべく1日で終われたら終わりたいなと思います。8人なら2日に分けるとかいうことではなしに、その都度見させていただいて、これであれば十分5時までの中で終われるとなればもう1日で終わってもいいし、万が一たくさんの項目の質問が出た場合には1人1時間以上かかるような人が何人かでしたら、これはまたそのときに考えればいいことであるんでね。その辺はまた議長のほうと議運の委員長さんのほうといろいろ相談させてもらって進めていきたいと思えますねんけれども、僕からはそういう意見で話をさせていただきたい

と思います。

○委員長（松本健治） ちょっと私、お2人とちょっと考え方違う部分があるんですが、やっぱり6月の定例会の部分と3月なり9月なり、やっぱり内容大分変わってきますね。それも含めておっしゃったんだろうというふうに思いますけれども、一応そのこういう取り決めに確認事項させていただいた以上、これはこういうことばかり言ったらいけませんけれども。1回で判断するのはどうかなと思うんです。私はもう少し状況を見たいということと、それから当局の方、我々議員もそうかもしれませんが、その1日で済むところを2日に分けてというけれども、そのあいた時間はあいた時間で、また仕事はもちろんされるわけですから、僕はそれであってもいいと思うんですよ。2日にわたっても。それよりも私が感じたことはできるだけ圧縮したい、しなければならんなどと思って、4つの項目を3つに圧縮するとかね。やっぱりちょっと議員の中でも配慮をされた方もあるんじゃないかと思うんです。だから、ちょっとその辺も含めて言うと、やっぱりそういう余裕を持って質問の日程を決めといたほうが私はいんじゃないかなというふうに思っています。だから、ちょっとご意見として議長、副議長おっしゃいましたけれども、意味はよくわかりますが、1回で、今回だけで判断するのはどうかなと思いますので、基本的なルールを決めた以上はもう少しちょっと様子見てほしいというふうに私は思います。どうでしょうか。

○委員長（松本健治） 谷口整委員。

○委員（谷口 整） 確かに今松本委員長言われたように、12月、3月、6月というのはちょっと質問の趣も変わるんで。私もそうでした。2回とも1時間余りやらしてもらって6月はその半分強で終わりましたので、結果的には言われたように1日でおさまったのかなと思いますけれども、やはりそこはちょっと違うと思いますので。ただ、正副議長言われているようなご意見もあるんで、先ほど申しましたこの申し合わせの関係もあるし、もうちょっと時間をかけて、そこらも議論して行って、何とでもそれは絵を描けると思うんで、よりいい形に持っていったらいいかなと思います。

○委員長（松本健治） 田中議長。

○議長（田中 修） 今、谷口委員もおっしゃったように確かに先ほどあの様に言いましたけれども、まだ1回やったところであるので、議運の委員長がおっしゃるようにもう少し様子を見てまた考えていったらいいと思います。

○委員長（松本健治） 今いろいろご意見頂戴しましたけれども、考え方というのはおっしゃった意味もお互いわかりますので、もう少し状況を見ながら判断したいというふう

に思います。

よろしいですか。ほかございませんね。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) それではないようでございますので、これもちまして、議会運営委員会を閉会したいと思います。

まことにご苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午前10時54分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 松 本 健 治